

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談

2. 日時: 令和2年9月28日(月) 13時30分～15時25分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原安全規制調査官、田村管理官補佐、本多主任安全審査官、真田係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所

燃料材料開発部 次長 他5名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、大洗研究所における今後申請予定の案件について、資料に基づき以下の説明があった。

○大洗研究所(南地区)について

- ・施設中長期計画において、照射材料試験施設(MMF)及び第2照射材料試験施設(MMF-2)は廃止対象施設として位置付けられていることから、次回の変更許可申請においては、廃止措置に向けて核燃料物質の使用を終了し、令41条該当施設から令41条非該当施設に変更する。
- ・照射燃料試験施設(AGF)では、燃料研究棟のプルトニウム・濃縮ウラン貯蔵容器内試料の酸化処理作業が終了したことから、使用の目的を変更する。また、今後核燃料物質を使用しない一部の設備(グローブボックス)について、核燃料物質の取扱制限の見直し等を行う。
- ・照射燃料集合体試験施設(FMF)では、1F燃料デブリを含む極微量の核燃料物質の観察・分析のための装置(集束イオンビーム加工観察装置、透過型電子顕微鏡、二次イオン質量分析計)を新たに設置する。

○大洗研究所(北地区)について

- ・燃料研究棟(PFRF)では、核燃料物質の集約化作業の一環として、酸化物原料粉が収納された貯蔵容器について、PFRFからの払出しを予定している。貯蔵容器を払い出すに当たって、酸化物原料粉の詰替作業を行うため、現在許可を得ているグローブボックスの最大取扱制限を変更する。

(2)原子力規制庁からは、具体的な変更内容については、申請受理後に審査において確認すると伝えた。また、今回説明を受けた申請予定時期を質問したところ、原子力機構からは現在申請している大洗研究所(北地区及び南地区)の核燃料物質使用変更許可申請の処分後の申請を予定しているとの回答を得た。

6. 提出資料

- ・日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用変更許可申請等について(照射材料試験施設、第2照射材料試験施設)
- ・日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用変更許可申請等について(照射燃料試験施設)
- ・日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用変更許可申請等につい(照射燃料集合体試験施設)
- ・日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)の核燃料物質使用変更許可申請について(燃料研究棟)